



# 鳥取県公報

令和6年3月1日(金)  
第9575号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出(85) (孤独・孤立対策課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(86) (〃) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定(87) (障がい福祉課) . . . . . 3
	都市計画の変更(88) (まちづくり課) . . . . . 3
	公共測量の実施(89) (県土総務課) . . . . . 3
	公共測量の終了(90) (〃) . . . . . 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集(10) . . . . . 4
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施(住宅政策課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業者の事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	西伯郡伯耆町大殿1030-1	平成28年11月14日

## 鳥取県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会岸本訪問介護事業所	西伯郡伯耆町大殿1030-1	訪問介護	平成23年1月31日
社会福祉法人宏平会	西伯郡伯耆町久古1109-2	ヘルパーステーション大山のふもと	西伯郡伯耆町大原1013-11	”	令和6年2月28日
一般財団法人恵仁会	米子市西町36-1	一般財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	居宅療養管理指導	令和6年2月29日
有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目13-15	有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目13-15	福祉用具貸与	令和6年3月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
一般財団法人恵仁会	米子市西町36-1	一般財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	介護予防居宅療養管理指導	令和6年2月29日
有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目	有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目	介護予防福祉用	令和6年3月

トハート	目13-15	ト	目13-15	具貸与	1日
------	--------	---	--------	-----	----

**鳥取県告示第87号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション浜ノ町	境港市浜ノ町62-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和6年3月1日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長262-3	しんまち薬局	米子市西福原二丁目1-10	〃	〃

**鳥取県告示第88号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）  
琴浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）
- 都市計画を変更する土地の区域  
倉吉都市計画区域  
琴浦都市計画区域
- 縦覧場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）及び琴浦町建設住宅課（東伯郡琴浦町赤碕1140-1）

**鳥取県告示第89号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 作業期間 令和6年2月20日から同年3月22日まで
- 作業地域 米子市、西伯郡南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

**鳥取県告示第90号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 倉吉市
- 3 終了年月日 令和6年1月23日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第10号

令和6年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和6年3月4日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことについて
  - (2) 鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における啓発事業要領及び啓発事業計画について
  - (3) その他

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
  - (1) 二級建築士試験
    - ア 学科の試験  
令和6年7月7日（日）午前10時10分から午後5時20分まで
    - イ 設計製図の試験  
令和6年9月15日（日）午前11時から午後4時まで
  - (2) 木造建築士試験
    - ア 学科の試験  
令和6年7月28日（日）午前10時10分から午後5時20分まで
    - イ 設計製図の試験  
令和6年10月13日（日）午前11時から午後4時まで
- 2 試験の会場  
倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷
- 3 試験の内容
  - (1) 学科の試験
    - ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）
    - イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）
    - ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
    - エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

## (2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

## 4 受験申込手続

インターネットにより行うこと。なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和6年4月8日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

## (1) 受付期間

令和6年4月1日（月）午前10時から同月15日（月）午後4時まで

## (2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

## 5 合格者の発表及び合否の通知

令和6年12月5日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、同年8月26日（月）（予定）に同様の方法で通知する。

## 6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和6年6月12日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

## (2) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

## (3) 問合せ先

ア 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 東京都千代田区紀尾井町3-6 電話050-3033-3822

イ 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市市場二丁目86-1 電話0857-32-8777

(4) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(5) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3033-3822）にその旨を申し出ること。